

江戸時代後期における京都仏師の東北地方進出と在地仏師の動向

長谷洋一

はじめに

近世彫刻史研究において十八世紀以降の動向については不分明な点が多い。かつて小林剛氏は、「(江戸)後期に及んでは佛像彫刻の頽勢は益々その度を増し」^{〔マ〕}「後期に於ける造像の数量は決して少いものではなく、都鄙を問はず普通の寺院で最も多く見られるものや、在家の古い佛壇などに安置されてゐるものは大抵当期の佛像である」と言及されたが、今日においても十八世紀以降、近世彫刻は下降期に入ったとする見解が大勢を占める。

しかしながら近世仏師の面からみれば別の側面がうかがわれる。宝永二年(一七〇五)刊行の宝永版『京羽二重』では二十五名の京都仏師が掲げられ、延享二年(一七四五)刊行の『京羽二重大全』では二十三名の仏師を掲出してゐる。この四十年間に仏師数は大差ないものの、双方に掲載された仏師は七条左京家を除いて弘教、法橋一運、法橋了無、法橋宗而の四名に過ぎず、他の仏師はすべて入れ替わつてゐる。いっぽう地方においても、小田原仏師の蓮池佐内の活動は宝永四年(一七〇七)頃を端緒とし、さらに長野県飯田地方に多くの作品を残した仏師井出氏も享保十二年(一七二七)から造像活動が活発化してゐる。^{〔ロ〕}このことから一部の在地仏師が勃興・展開するのも十八世紀頃以

降とみられる。確かに十八世紀以降の仏教彫刻は下降をたどったが、それは単に放物線を描くように単純なものではなく、ある種の変革事情があったものと推測できる。

京都仏師と在地仏師との事情を考察するにあたって近年、重要な報告がなされた。それは二〇一〇年から二〇一四年にかけて東北芸術工科大学文化財保存修復研究センターが実施した山形県各地での彫刻悉皆調査の成果である。⁽⁴⁾この調査によって山形県内における中・近世彫刻をめぐる様々な調査研究の成果が得られたが、なかでも山形県大江町左沢に居を構え、文化・文政年間から明治期にかけて四代にわたって活動した左沢原町仏師林家の子孫宅から見出された仏頭に注目したい。仏頭は総高十三センチを計り、前後矧ぎとみられる頭部材の前面材にあたるもので、首柄部分に「七條□／七條左京／藤原康傳／薦之」、矧ぎ面にあたる背面には別筆で「七條左京藤原慶□」の墨書銘が認められ、既に岡田靖氏らによって詳細な考察がなされている。⁽⁵⁾

岡田氏は、仏頭に記された「藤原康傳」が三十代康傳にあたり、三十代康傳と直接関係したのは林家初代の林治作（生没年一七六四年～一八二四年頃）で、「治作は三十代康傳が亡くなる一七九三年までに京都に上がり、七条仏所で修業したのではないか」と指摘された。岡田氏の指摘は七条仏師と在地仏師との交流を示唆するものとして非常に重要で、先に触れたように十八世紀以降、在地仏師が勃興・展開するひとつの契機として京都仏師の地方進出が想定できよう。

そこで本稿では、東北芸術工科大学文化財保存修復研究センターの調査成果に導かれながら、十八世紀以降の近世彫刻の状況を、京都仏師の地方進出と在地仏師との関係から考察してみたい。

一 七条仏師

(1) 康傳

仏頭に記された「藤原康傳」が三十代康傳（以下「康傳」とする）にあたるため、まず康傳の経歴・事績から確認してみたい。

『地下家傳』⁶⁾によれば、康傳は享保十八年（一七三三）三月一〇日に二十九代康音を父として出生している。居所は明和五年（一七六八）刊行の『明和新増京羽二重大全』によれば「二條通寺町東江入町」である。宝暦八年（一七五八）に法橋位、明和八年（一七七二）には法眼位を叙している。寛政五年（一七九三）九月に教え歳六十一歳で没している。

康傳の事績をみると、美術研究本『本朝大仏師正統系図并末流』（以下、『大仏師系図』）には、徳川将軍家・禁裏・延暦寺関係の事績が記されている。延暦寺関係の事績としては、宝暦十年〜十四年、明和二年、同七年、安永一〇年にわたる諸堂諸仏の修復が記されており、叡山文庫にはそれぞれ該当する事蹟の各御入用帳や御修理御用御料内金、修理代銀請等の文書が架蔵されている。⁷⁾

『大仏師系図』記載以外の事績としては、管見では次の通りである。

・明和三年（一七六六）七月から翌年一月まで 京都・東寺講堂五大明王像、四天王像、大日如来像、金剛波羅蜜多菩薩像を修復。⁸⁾

・安永二年（一七三三） 京都・東寺食堂四天王像のうち広目天像・多聞天像を修復。⁹⁾

・安永三年（一七四四） 福井・永平寺女神坐像・大権修利菩薩倚像を修復（四月）。¹⁰⁾

江戸時代後期における京都仏師の東北地方進出と在地仏師の動向（長谷）

- ・安永三年（七四） 京都・八坂神社西樓門隨身像を製作（五月）⁽¹⁾。
- ・安永五年（七六） 三重・東海寺親鸞聖人坐像を製作⁽¹²⁾。
- ・安永七年（七八） 滋賀・園城寺二十八部衆像（金剛力士像）を製作⁽¹³⁾。
- ・寛政元年（八九） 京都・頂妙寺二天像のうち持国天像軀部を製作⁽¹⁴⁾。

管見に及んだ作例のみだが、東寺講堂諸像の修復を除いてすべて法眼叙位以後の作例である。また各像の銘記にみる共作者に注目すると、父康音と名を連ねるのは東寺講堂諸像の修復のほか、八坂神社隨身像（但し「隱居法眼七条且条康音」と記す）、園城寺二十八部衆像（金剛力士像）製作の三件で、子息の康朝と共作したのは、永平寺女神坐像・大権修利菩薩倚像の修復、八坂神社隨身像、東海寺親鸞聖人坐像の製作と父康音の没後（天明三年（一七八三）没）の頂妙寺持国天像軀部の製作が掲げられる。東寺食堂像では「大仏師職康傳」のほかに□川喜兵衛、木村藤兵衛、今井儀右衛門らが名を連ねるが、彼等については不詳である。このことから康傳は法眼叙位後も康音工房の一員として、また康音没後は子息康朝を従えた工房を主宰していたことがわかる。

既に京都仏師が多数存在するなか、康音から引き継いだ康傳の工房は、幕府御用という名声を有してはいたが、親子関係からなる比較的小規模な工房であったとみられる。康音没後に行われた頂妙寺二天像の軀部製作は、二天像のうち持国天像軀部の補作のみが康傳・康朝によるもので、毘沙門天像軀部の補作は同年冬に駒井友之進昭康が製作したこともこの推測を裏付ける。岡田氏の指摘からすれば、この工房へ林治作が修業に赴いたことになろう。このほか、山形県山形市金勝寺には康傳作とされる五百羅漢像を所蔵するが、これについては後述する。

(2) 康朝

『地下家傳』によると、康朝は宝曆九年（一七五九）三月五日に康傳の子として出生し、安永三年（一七七四）に法橋位を、寛政十一年（一七九九）に法眼位を叙している。文政元年（一八一八）五月に六十一歳で没した。

『大仏師系図』には、父康傳と同様に徳川将軍家・禁裏・延暦寺関係の造像事績が記され、先の頂妙寺二天像の舁部補作も『大仏師系図』では康朝の事績として記載されている。

父康傳没後の康朝の事績としては、次の三例が知られている。⁽¹⁵⁾

- ・寛政九年（一七九七） 秋田・天徳寺金剛力士像を製作。⁽¹⁶⁾
- ・文化六年（一八〇九） 青森・長勝寺金剛力士像を製作。⁽¹⁷⁾
- ・文化十四年（一七） 山形・米沢市龍泉寺十六羅漢像を製作。⁽¹⁸⁾

これ以外に山形県河北町永昌寺十六羅漢像が掲げられる。⁽¹⁹⁾ 永昌寺十六羅漢像のうち「迦理迦尊者像」の台座裏には「大佛（師脱）／＼七條左京御彫」の墨書銘が認められ、寺伝では十六羅漢像の製作が文化年間（一八〇四～一八）頃とされており、康朝の製作とみられる。

これらの作例からは、『大仏師系図』に掲載されない康朝の作例が東北地方に集中していることに気づく。天徳寺は秋田藩主佐竹家の、長勝寺は弘前藩主津軽家のそれぞれ菩提寺であり、幕府御用を務める七条左京家にとってふさわしい依頼主である。さらに永昌寺を含めていずれの寺院も曹洞宗寺院であることに注目したい。近世曹洞宗寺院の造像修復は京都国立博物館本『本朝大仏師正統系図并未流』記載の「了無」以降の仏師が手掛けていたが、⁽²⁰⁾ 同系図に記載された曹洞宗寺院の事績は明和元年（一七六四）の南部八戸源福寺本尊釈迦三尊像の製作が最後とみられ、⁽²¹⁾ 以降曹洞宗寺院の造像事績は記されていない。憶測すれば、康傳が安永三年に永平寺女神坐像・大権修利菩薩倚像を修復

したことが機縁となり、以降の曹洞宗寺院の造像・修復事業は七条左京家が担ったのかもしれない。

天徳寺金剛力士像台座下に納められた木箱（仏像一体・位牌二柱が納入）には、「厨子入釈迦壺体入／位牌大小忒本入／秋田笹立／養牛寺様所」「大佛師／七條左京」と墨書されている。⁽²²⁾このことから康朝による製作であることが証されるのだが、別寺への輸送用箱材が台座下に納められること自体、金剛力士像の据付等に康朝自らが天徳寺に赴いたことの傍証にもなる。

山形県米沢市龍泉寺十六羅漢像は、諾矩羅尊者・阿氏多尊者・迦諾迦跋釐墮闍の各像台座裏に以下の墨書銘があり、康朝と畑次郎右衛門・田中儀兵衛が造像に携わったことが判明する。

〔諾矩羅尊者像〕「御禮／御首者三十一世康朝作／（別筆）文化十四年丑三月／（別筆）御首者三十一世唐朝作」

〔阿氏多尊者像〕「文化十四年丑三月／羅漢尊／三十一世唐朝／弟子／畑次郎右衛門作之」

〔迦諾迦跋釐墮闍像〕「田中儀兵衛作／左京時」

七条左京家の工房に関していえば、康傳の代では父子関係による小規模な工房であったが、康朝の代になると、畑治郎右衛門、田中儀兵衛といった弟子を従えていたことが想定される。『大仏師系図』では康朝の弟子として六條住居の「畑治郎右衛門」のほか、福知善慶、中村文蔵の名をあげる。このことは小規模な康傳の工房を引き継ぎ、康伝没後は父子関係での工房を維持することが困難であったとみられる。『大仏師系図』では康朝―康勝―康布―康敬と続くが、続柄をみると康勝は三男、康布は二男、康敬は嫡男と、嫡男の継承を基本とする系譜からすれば不自然に思え、『地下家傳』では、康勝、康敬と続き、康布の記載自体がない。このことから、康朝の子息間に何らかの問題があり、父子関係での工房維持が困難であったことが想像される。

田中儀兵衛については未詳ながら、畑次郎右衛門については後述する。

(5) 康敬

山形県山形市金勝寺には七条左京康傳と康朝が製作したと伝える五百羅漢像が所蔵されている。金勝寺誌編集委員会『佛母山金勝寺誌』（一九八三年十月刊）によれば、金勝寺十七祖太素慧元は五百羅漢像の造立を発願し、天保六年に五百羅漢堂は完成し、翌年に京都から羅漢像が請来されて安置したと記している。これを証する史料として羅漢像輸送時に使用したとする荷札の記録（荷札は現在行方不明）が同書に掲載される。

荷札表…「大阪上（マ）□（博）勞町／室屋彦四郎殿／ヤンベ金勝寺荷物 二箇内／酒田船問屋 太田屋甚兵衛殿／大そんじぬき物御用心／羽州最上長崎田同寺大和尚様／運賃酒田迄□拂／大仏師職法眼七条左京」

荷札裏…「海上安全 申六月二十三日／従室町錦小路上町」

荷札によれば、京都で製作された羅漢像は大坂廻船問屋の室屋彦四郎、酒田船問屋太田屋甚兵衛により大坂から酒田を経て最上川で内陸へ運ばれ、長崎（山形・中山町）の円同寺を経て金勝寺に運ばれたことが分かる。また文化財保存修復センターによる調査で、金勝寺五百羅漢堂釈迦如来坐像の台座裏に「文政元戊寅年 大仏師法橋七條左京 正流三十三世作」の墨書銘が確認されている。墨書銘にみる「三十三世」は康布にあたるが、岡田氏は先述した事情から康敬にあたるとされている。⁽²³⁾

荷札裏に書かれた「申」年は天保七年とみられ寺伝と合致するものの、寺誌に記された康傳は寛政五年（一七九三）九月に没しており、康朝も文政元年（一八一八）五月に没しているため、寺誌の記載とは齟齬する。これについて岡田氏は「康敬が法眼位を叙した可能性も考えられる」とされたが、ここでは以下のように解釈することも可能であるう。

太素慧元の入寺は文化五年に遡り、その後五百羅漢堂の建立を発願している。釈迦如来坐像台座にみる「文政元

年」の墨書銘は釈迦如来像完成時を示したものとされ、これ以前に太素慧元は五百羅漢堂の釈迦如来坐像と五百羅漢像を一体の造像事業として「大仏師職法眼七条左京」（康朝）へ造像発注を行ったとみられる。康朝が没したのは文政元年五月で、金勝寺諸像の造像発注と受注は康朝存命中のことと考えられる。金勝寺側からすれば、「大仏師職法眼七条左京」に発注した羅漢像が別の名義で届けられることは考え難く、たとえ康朝から継職した康敬が五百羅漢像を製作し山形までの輸送手配を行っても、金勝寺側へは「大仏師職法眼七条左京」（康朝）の名義を使用せざるを得なかったものと思われる。荷札という性格から受注者であった康朝の「大仏師職法眼七条左京」を記すこともあながち不自然ではないと思われる。

このほか、秋田県永泉寺山門釈迦三尊像・十六羅漢像は、慶応元年（一八六五）銘の山門棟札に「奉建立山門一字專祈天下泰平」「京都大仏師 七条左京」とあることから、従来七条仏師の作とされてきた。²⁴ 具体的には慶応元年時の「七条左京」は三十五代康教にあたる。しかしながら釈迦三尊像・十六羅漢像の作風は、金勝寺釈迦如来坐像や龍泉寺十六羅漢像とは別趣の作風を示し、造形面からも幕末期よりも遡る作品とみなされる。同寺山門に残る別の棟札（慶応元年）には「奉安置本師釈迦牟尼佛二八大羅漢二王金剛力士」とあつて「奉安置」と記すことから山門建立時には既に釈迦三尊像・十六羅漢像は製作されて別堂に安置されており、山門建立時に別堂から山門楼上へ再安置されたと考えられる。京都国立博物館本「本朝大仏師正統系図并末流」には藏之丞了慶の事蹟として「元文二巳年出羽国本庄永泉寺十六羅漢中尊共二作ル」と記されることから、永泉寺山門釈迦三尊像・十六羅漢像は藏之丞了慶によって元文二年（一七三七）に製作され、慶応元年に山門へ移坐したものと考えられる。

以上、少ないながらも十八世紀以降の東北地方、特に山形地方に残る七条仏師の作品をみてきたが、次に七条仏師の弟子、傍流の事蹟についてみてみることにしたい。

二 七条仏師の弟子・傍流仏師

(1) 畑次郎右衛門

山形県米沢市龍泉寺十六羅漢像は康朝の弟子とされる畑次郎右衛門が造像に関与したことは既に述べた。また表記を違えるものの『大仏師系図』には六條住居の「畑次郎右衛門」の名がみえる。

佐藤昭夫氏は愛知・岡崎市清涼寺釈迦如来立像に関する論考で、同像の足柄銘「大仏師／畑治、左、門／康傳／京都西六条」について、畑次郎左衛門が『大仏師系図』にみる「畑次郎右衛門」と同一人物と考え、「すでに三十代康傳の教えを受けていた可能性もいではなく、想像をたくましくすれば、畑次郎左衛門が康傳を異例ながら襲名したことも考えられる」と推測された。⁽²⁵⁾

いま「畑」姓の仏師をみると、「畑次郎右衛門」「畑次郎左衛門」のほかにも「畑治右衛門」、「畑治左エ門」といった類似の仏師が存在する。製作時期が不明な作例もあるが、これらを併記すれば以下のようになる。

〔畑次郎右衛門〕文化十四年（一八一七）山形・米沢市龍泉寺十六羅漢像を製作。

（台座裏墨書銘）「三十一世法眼唐朝／弟子／畑次郎右衛門作之」

〔畑治良右衛門〕不明年 青森・佐井村長福寺弁財天坐像を製作。⁽²⁶⁾

（像底墨書銘）「大仏師□／奉彫刻／畑次郎右衛門」（台座裏墨書銘）「本家大仏師分家／奉調進畑治良右衛門／西六条御前通住之」

〔畑治右衛門〕不明年 神奈川・横須賀市徳寿院十一面観音坐像を修復。⁽²⁷⁾

（厨子墨書銘）「奉細色／豊橋大仏師／畑治右衛門／康伝／西六条御前通□（西）洞院東江入四丁」

〔畑治左エ門〕寛保二年（一七四二）奈良・広陵町定願寺弘法大師倚像を製作。²⁸

（納入銘札）「此御影作者京七条大仏師／先祖從定朝法橋廿七代之末流大仏工／畑定玄子定祐造者也大仏師／畑治左エ門／西六条御堂筋西洞院東入町住人」

〔畑治郎左衛門〕不明年 愛知・岡崎市清涼寺釈迦如来立像を製作。

（左足柄墨書銘）「大仏師／畑治、（郎）左、門／康傳／京都西六条」

いずれの仏師も居所は「京都西六条」「西六条御前通住之」「西六条御堂筋西洞院東入町」とほぼ同一地点を示しており、まったく別人物とは思えない。しかしながら「畑治左エ門」が寛保二年、「畑次郎右衛門」が文化十四年と、七十五年の開きがあることから、複数の世代にまたがるのが想定される。加えて長福寺弁財天坐像からは、「畑次郎右衛門」と「畑治良右衛門」が同一人であるとみられる。さらに定願寺弘法大師倚像の銘記をみると、「定朝法橋廿七代之末流」であった畑定玄の子が定祐で、定祐の俗名が畑治左エ門であると解することができよう。この解釈が妥当ならば、製作時期が不明な作品が多いものの、ひとまず畑定玄―「畑治左エ門」（定祐）―畑次郎右衛門（「畑治良右衛門」という系譜の一端が想定できるのではないだろうか。また畑定玄は「定朝法橋廿七代之末流大仏工」つまり康祐の嫡男である二十七代康傳の弟子とも受け取れる。

以前、筆者が言及した『大仏師系図』での七条左京家の系譜が、康乗で一端断絶し、その後康祐の系譜が継いだ後、改めて二十九代康音に継がれた点を勘案すると、「畑治左エ門」は康祐の嫡男である二十七代康傳に師事し、後継の畑次郎右衛門は遅くとも文化十四年（龍泉寺十六羅漢像製作）までに先代とは異なる二十九代康音の系譜である康朝に師事したことが推測できる。愛知・清涼寺釈迦如来像等にみえる「康傳」、「長福寺弁財天坐像の「本家大仏師分家」も以上のような事情を示すものと考えられる。

(2) 福知善慶

『大仏師系図』に康朝の弟子として掲載される仏師である。山形県白鷹町相応院大日如来坐像は光背裏に「寛政八辰年京仏師福地善慶作」の朱漆銘が認められ、「知」字が異なるものの、寛政八年（一七九六）に福知善慶によって製作されたことが判明する。相応院所蔵の『旭嶺録』（大正時代刊）にも「京建仁寺中門前禁裏宮法橋家大宮仏師福地善慶作」と記されており、岐阜県歴史資料館蔵「昼飯村文書」²⁹⁾には、年次不明ながら「京建仁寺町中門前大宮仏師福地善慶」が濃州赤坂如来寺御役人中宛てに発給した「二天尊御注文」があり、居所・官位等が『旭嶺録』の内容と合致している。

(3) 清水友学

山形県長井市普門坊（真言宗豊山派）馬頭観音立像（鎌倉時代）は、宝永五年（一七〇八）に「京洛仏工」である友学によって修復されたことが納入文書から判明している。³⁰⁾ 納入文書には、「今宝永五戊子春京洛黄檗門下大林禅師暫飛錫於此地拜謁彼本尊」「若干淨資以為膠漆料時大林禅師請仏工友学京洛仏工又応于需自斧鉞而来几速兩年再興」と記され、「黄檗門下大林禅師」（元禄四年に嗣法した大林元仙か）が京都より仏工友学を山形に招いて修復されたことが判明できる。さらに同院所蔵の『上杉家組織図』には「仏師手傳友学弟子兩人」として「善右衛門」「利兵衛」の名がみえ、友学は二人の弟子を率いて普門坊を来訪したことも知られる。

友学については、『大仏師系図』に康祐三男で法橋位をもつ康輪（倫）がおり、追記で「富小路友学祖ナリ」と記されている。康輪については既に江口正尊氏によって群馬・宝林寺釈迦如来坐像像底墨書銘から「康祐倅三男源姓清水友学入道康倫」が元禄一〇年に三十三歳であることが紹介されていることにより寛文五年（一六六五）に出生して

いる。友学（康倫）の事績として元禄二年（一六八九）頃とみられる奈良県王竜寺十六羅漢像、先の元禄十年群馬県宝林寺釈迦如来坐像、宝永二年（一七〇五）岐阜県徳嚴寺惟慧道定禪師坐像をそれぞれ製作している。⁽³²⁾

王竜寺・宝林寺は黄檗宗寺院であり、また徳嚴寺は曹洞宗ながら像主の惟慧道定（一六三四年～一七一三年）は、長崎興福寺にいた隠元隆琦に参じ、寛文五年（一六五五）木庵による三壇戒会に参じた曹洞宗僧である。⁽³³⁾ 普門坊馬頭観音立像の修復も「黄檗門下大林禪師」による発願であることから、友学（康倫）も父康祐が密接な関係をもった黄檗宗寺院や黄檗僧との関係を伝つての造像・修復事蹟であり、普門坊馬頭観音立像の修復もその一環とみられる。延享版『京羽二重大全』には「富小路押小路上ル町 法橋友学」とみえ、この時、友学は八十一歳の高齢となることから、同書に記載された友学は次世代の友学（元禄十一年出生⁽³⁴⁾）を示すと思われる。

「友学」の名は数代にわたつて継承されたとみられる。山形県中山町旧長大寺胎藏界大日如来坐像には、「京富小路二條下ル所 佛工 法橋友学」が長大寺宛てに発給した天明六年午四月十日付の「御註文」が付属しており、江戸時代後期の「友学」の作例が知られる。「御註文」では像高「壹尺八寸五分」を計る胎藏界大日如来坐像、唐様の九重座、「温雲深彫り」の舟後光背、高さ六尺ほどの木瓜厨子の各仕様が記され、「箱詰綿駄賃代金」を除いて上々代金として金三十両、中代金として金二十七両が提示されている。ここにみえる友学は先の康倫友学の末裔と考えられ、時期からみて『天明新增 京羽二重大全』（天明四年・一七八四刊）に掲載された「富小路押小路上ル町 法橋友学」と同一人と考えられる。

この友学の生没年は不明ながら参考に資する史料が岩手県一関市芦東山記念館に所蔵される。年次不詳の書付（文書番号二二五）には、

天明七未年二月九日

心月院法眼友學居士

京都富小路二条下ル所

大佛師清水友学

大先生也

十三日 年号不知

普賢院法橋禪定門

清水勇次郎

若先生也

と記され、京都富小路二条下ル所に住した「心月院法眼友學居士」の没年が天明七年二月九日であること、「大先生」と称されたこと、続いて没年月未詳ながら命日が十三日の「普賢院法橋禪定門」の俗名が清水勇次郎で「若先生」と称されたことが記されている。書付には兩名の戒名が併記されることから、友学の後継が清水勇治郎であることも推測できる。さらに同館には、年次不詳五月二日付の書状（文書番号二二二）も残されている。内容は「清水遊学」の妻である清水三川が、「京都大焼け」によって蔵も残らず全焼し難儀しているとの窮状を訴え、富小路へ借家を建てするために金子百疋を仏師友桂から受納した旨が記されている。ここにみえる「仏師友桂」は在地仏師の「荻友慶」であり、また「清水遊学」は清水友学の誤記とみられる。書状にみえる「京都大焼け」とは、天明八年（一七八八）一月三十日に発生した天明の大火を示すとみられ、岩手の仏師友桂（荻友慶）は天明の大火に遭遇した友学に金子を用立てたことが知られる。

友学の事績については不明な点が多いが、「心月院法眼友學居士」の没年が天明七年であることから鑑みて、次世

代の「清水友学」（清水勇次郎）は、文化二年（一八〇五）に三重・津市四天王寺薬師如来坐像を修復した「日域大仏師定朝法印三十一世／友学康珍」に該当するかも知れない。

以上、七条仏師及び弟子、傍流の友学に関する山形県を初めとする東北地方での事績などについて述べてきた。康朝は安永三年（一七七四）に父康傳とともに永平寺の修復事業を手掛け、それを機縁として曹洞宗寺院関係の造像、特に秋田天徳寺、青森長勝寺といった藩主の菩提寺の金剛力士像の製作を行い、殊に天徳寺の造像においては直接康朝が秋田まで赴いたこともうかがわれた。金勝寺では釈迦三尊像・五百羅漢像を受注し、次世代の康敬に及ぶ造像事業を確保した。康朝の弟子である畑治郎右衛門、福知善慶も山形に作品を残していることも確認できた。傍流の友学（康倫）も黄檗僧を介して普門院馬頭観音像の修復を手掛け、末裔の清水友学も山形県内に作品を残していることが判明した。

次章ではこうした地方進出をはかる七条仏師や傍流仏師の動向が東北地方の在地仏師にどういった影響を与えたのかについて考えてみたい。

三 京都仏師と在地仏師

冒頭でみた「藤原康傳」と記された仏頭や林家四代目治郎兵衛製作の山形県大江町西林寺聖観音菩薩像の台座銘「京都七條左京門人 羽前国村山郡 左澤原町 仏師職 文作坂」などは、在地仏師である左沢原町仏師林家と七条仏師との繋がりを示した好例として掲げられる。ほかにも山形県天童市若松寺本尊前立の聖観音菩薩像の光背には「天明八某年七月上旬」「京師友学門人山形住大仏工原田忠左衛門治道」の銘が確認でき、京都仏師と在地仏師との交流を

示唆する事例として重要である。⁽³⁵⁾

先に触れた芦友慶（芦正太郎・一七六〇年～一八三二年）は、仙台藩儒者の芦東山（一六九六年～一七七六年）の甥にあたる。友慶は天明七年（一七八七）に京都へ赴いて修業に出、天保三年（一八三二）に郷里である陸奥国東磐井郡（現岩手県一関市大東町洪民）に戻り、仏師として活躍した。⁽³⁶⁾「友」字を頂くことから恐らく芦友慶は友学に学んだものと思われる。こうした機縁から妻三川が金子借用を依頼したと考えられる。

冒頭で示した長野県飯田地方に多くの作例を残した仏師井出氏についても享保十四年（一七二四）に四代目運正製作の法蔵寺天神像には「大仏師法橋了慶弟子／飯田横町／井出宇兵衛尉／運縁」と記され、六代目祐正が手掛けた正命寺薬師如来像にも「信飯田城畔住／大仏師法橋了無末流／井出祐正」の銘があると報告されている。⁽³⁷⁾報告では了慶を八田了慶と推測されているが、「法橋了無末流」と名乗る作例もあるため、秋田・永泉寺山門釈迦三尊像・十六羅漢像で検討した京都国立博物館本「本朝大仏師正統系図并未流」にみえる蔵之丞了慶であろう。つまり、仏師井出氏は蔵之丞了慶との接触が考えられる。京都仏師の地方進出と在地仏師の成立・展開は単に東北地方特有の現象ではないように思われる。

同様の事情は、新潟県佐渡市でもうかがうことができる。弘仁寺（佐渡市羽茂本郷）金剛力士像に関しては、未年六月の「註文」が付属している。「註文」の発給者は智積院仏師の福岡長慶で、「未」年は文政六年（一八二三）とみられる。⁽³⁸⁾福岡長慶は、延享版・明和新增・天明新增の各『京羽二重大全』に「建仁寺町松原下 智積院仏師福岡主水」と掲載された仏師である。

福岡長慶は天保三年（一八三二）に金剛力士像を据付安置した際に仁王門を建築した地元工匠に大黒天像を彫刻し記念品として渡しているが、そこには「佐州五十里町住 大仏師 福岡長慶」と記されており、⁽³⁹⁾金剛力士像の据付に

は福岡長慶が現地（佐渡五十里町）に赴いていたことが確認できる。いっぽう『佐渡人物誌』⁴⁰には、佐渡の神仏彫物師であった萩野咲慶（一八一二年～一八七八年）の経歴が記されている。同書によれば、咲慶十七歳の時、工芸を以て世に立たんと志し、五十里に寓居していた福田長慶に彫像を学び、その後京都の仏工林如水に師事しようと上京したが、既に林如水は死去していたため京都・奈良の諸社寺を参詣して彫刻をみて帰郷、「神仏靈像の彫刻を以て業となせり」とされる。福田長慶は福岡長慶の誤りであるうが、咲慶が長慶に彫刻を学んだのは文政十二年（二八二九）頃とみられ、京都仏師の地方進出と在地仏師の出現との関係を物語るエピソードとして貴重である。

おわりにかえて―京都仏師の衰退―

ではなぜ、十八世紀以降京都仏師は地方進出を計ったのであろうか。

京都にある諸宗本山や東寺などの大寺院における造像・修復事業は十八世紀に入ると、ひと段落したことが要因のひとつにあげられようが、特に注目したいのは、造像や仏師に対する幕府からの様々な御触の存在である。

宝永二年には金銀箔の使用を全面的に禁じられ、享保九年（一七二四）九月には、「町々仏師、鑄物師方々にて、向後三尺以上之の仏像を造り候ハ、其段月番之番所え訴出、差図を請、造り可申候、外よりあつらへ有之候共、右之通可相心得候、尤三尺以下仏像之儀は不及訴出候⁴¹」との御触が出され、三尺以上の仏像製作は許可制となった。また宝暦二年（一七五三）には、七条左京家以外の仏師が「大仏師」と称することを禁じ、僧綱位などの「受領」も一代限りとする御触が出されている。⁴²

さらに寛政十一年（一七九九）七月には、

一惣て銅像石像木像とも二、たけ三尺を限可申候、其餘撞鐘鳥居燈籠之類も、大造之儀は一切停止せしめ候

但、三尺以下仏像たり共、十躰造立致し候は、奉行所へ訴出、差図を請可申候

一 仏師鑄物師石屋共も、前書之定之通相心得、大造之品誂候もの有之におゐてハ、奉行所へ訴出、差図を請可申候、

と像高による造像制限が強化され、十躰以上の仏像を製作する場合も許可が必要となった。⁴³⁾

この間、幕府御用を務めた七条左京家（七条仏師）にあつても徳川吉宗が享保五年（一七二〇）八月に將軍家靈廟の新造禁止令を出し、以後徳川將軍が逝去しても僅かに御影像・位牌・四天王像のみを調進することになり、幕府御用による仏像製作の大幅な減少を招いている。

こうした御触は全国に及んだはずだが、一部の地域にとつては徹底されなかつたように思われる。⁴⁴⁾寛政十一年の御触においても像高制限の厳守に加え十躰以上の仏像を製作する場合も許可が必要となつたが、曹洞宗寺院にあつては、十六羅漢像や五百羅漢像の製作は宗旨の上からも必要であるために比較的緩やかな対応となつたものであるう。

もうひとつの事情として、地域経済の活性があげられる。十八世紀初頭には西廻り航路（北前船）が発展し、諸大名の奨励もあつて各地ではさまざまな特産物が生産され、北前船によつて上方へ運ばれてきた。山形地方に限れば、「紅一升金一升」といわれるほど高値で取引される紅花や青葙が京都にもたらされた。それに対して金勝寺五百羅漢像の荷札でうかがわれるように京都からは京都仏師製作の仏像がもたらされている。こうした京都と地方の交流が京都仏師の進出を促し、その結果、在地仏師の勃興・発展をみたのではないだろうか。

しかし『京羽二重大全』を見る限り、京都仏師の数は徐々に減少していく。延享版では二十三名を数えた仏師も出現、消滅など紆余曲折あるものの、「明和新增」版では十六名、「天明新增」では十五名、「文化増補」（文化七年（一八一〇）刊）では八名となつている。こうした京都仏師の衰退は『佛師職慎申堅メ控』にみられる明和三年（一七六

六)に百人以上いた京都仏師も半世紀ほど経た文政四年(一八二二)には三十軒余に減少した記載⁴⁵⁾を裏付けるものとなっている。

その減少は何に起因するのだろうか。

京都仏師の地方進出は、京都仏師が地方の造像に活路を見出し、その結果、在地仏師の勃興・発展を促すこととなった。しかしそのことで、これまで素朴、あるいはややクセの強い仏像を製作してきた在地仏師は京都仏師との交流を経て京都仏師が製作する仏像に近似した作品を製作し得る技能を獲得し、各地で造像活動を展開する。この展開は次第に京都仏師の活動圏を脅かすようになったものと考えられる。これまで地方における近世造像界は、京都仏師等を招聘あるいは京都で仏像製作がなされて地方寺院へ送付することが主流であったが、京都仏師の作品と近似する作品が在地仏師によって供給できることで、京都仏師の活動圏は縮小し、いっぽうで在地仏師の発展に繋がっていったものと考えられる。

「後期に於ける造像の数量は決して少^{マカ}いものではなく、都鄙を問はず普通の寺院で最も多く見られるものや、在家の古い佛壇などに安置されているものは大抵当期の佛像である」とした小林剛氏の指摘通り、十八世紀の仏像彫刻は京都仏師であれ在地仏師であれ質的には大差ない状況へと陥ったのではないだろうか。

付記

諸般の事情により図版を掲載することが出来なかったことを深くお詫び申し上げます。

また、本稿をなすにあたって東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター講師(現木彫彫刻文化財保存修復研究所代表)岡田靖氏からは多大なご教示を賜った。深く感謝申し上げます。

なお、本研究は平成二十七年年度メトロポリタン東洋美術研究センターの東洋美術研究振興基金より研究助成を受けて行った成果である。

註記

- (1) 小林剛「八 江戸時代」藤懸静也監修『日本美術大系』彫刻(誠文堂新光社 一九四一年二月)。
- (2) 小田原市仏像調査団編『小田原の仏像』銘文集「信仰と造形の歴史」(一九九四年六月)。
- (3) 織田顕行「近世伊那谷の仏像制作事情―仏師井出氏の在銘像にみる―」『飯田市美術館 研究紀要』十五(二〇〇五年三月)。
- (4) 東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター編『平成二十二年度～平成二十六年度「複合的保存修復活動」による地域文化遺産の保存と地域文化力の向上システムの研究』研究成果報告書 二〇一五年三月。
- (5) 岡田靖「左沢原町仏師林家一門の調査研究」、岡田靖・宮本晶朗「当該地域における近世近代の仏像の造像活動の展開」、岡田靖・石井紀子「山形における中央仏師と地方仏師の活動について」、岡田靖・石井紀子「当該地域における京都七条仏師に関する補足調査」、岡田靖「仏師の系譜にみる地域文化力」。以上前掲註(4)所収。なお背面墨書銘「七條左京藤原慶 \square 」は林家四代治郎兵衛が「慶 \square 」を名乗ることから、治郎兵衛が自ら書いた可能性もあるとされている(岡田靖「左沢原町仏師林家一門の調査研究」)。
- (6) 正宗敦夫編『地下家傳』二(八～十三)(『日本古典全集』)(日本古典全集刊行会 一九三七年十一月)。
- (7) 延暦寺編『叡山文庫文書絵図目録』(臨川書店 一九九四年五月)。
- (8) 教王護国寺編『教王護国寺所蔵国宝(美術工芸品)木造講堂諸尊二十軀修理報告書』(教王護国寺 二〇〇〇年三月)。
- (9) 奈良国立文化財研究所編『日本美術院彫刻等修理記録』七(京都篇二)(同朋舎 一九八〇年十二月)。
- (10) 浅見龍介「調査報告 永平寺の中世彫刻」『ミュージアム』六二九号(東京国立博物館 二〇一〇年十二月)。
- (11) 浅湫毅「八坂神社西楼門の隨身倚像 近世彫刻の諸相二」『学叢』三〇号(京都国立博物館 二〇〇八年五月)。
- (12) 津市教育委員会編『津市の仏像 津市仏像恣皆調査報告書』(津市教育委員会 二〇〇四年三月)。
- (13) 大津市歴史博物館「三井 仏像の美」(大津市歴史博物館 二〇一四年一〇月)。
- (14) 川添昭二・中尾堯他監修「図説 日蓮聖人と法華の至宝」第四卷 彫刻(同朋舎メディアプラン 二〇一三年十一月)。
- (15) このほかに三重・津市本光寺聖徳太子立像の厨子墨書銘に「京都御幸町通長倉町住ノ正僧大仏師康朝修補之」が認められる(前掲註12)が、居所の表記が異なるため除外している。
- (16) 文化財建造物保存技術協会編『重要文化財天徳寺山門・総門保存修理工事報告書』(天徳寺 一九九八年十二月)。
- (17) 青森県環境生活部県民生活文化課史編さんグループ『津軽の仏像―東青・中南黒地方寺社所蔵文化財調査報告書―』(青森県

二〇一一年三月)。

- (18) 米沢市教育委員会「米沢の仏像 米沢市文化財調査報告書」第二集「米沢市教育委員会 一九八九年一月」。
- (19) 岡田靖・石井紀子「当該地域における京都七条仏師に関する補足調査」(前掲註(4))。
- (20) 星山晋也「江戸時代京仏師の一動向」『日本美術襍稿 佐々木剛三先生古稀記念論文集』(明德出版社 一九八八年十二月)
- (21) 翌年(明和二年)の越後高田大慈院釈迦三尊像の製作については、当該寺院の所在が確認できなかった。
- (22) 前掲註(16)。
- (23) 前掲註(19)。
- (24) 大矢邦宜「本莊市史神社仏閣調査報告書」(本莊市史編さん室 一九八八年三月)。
- (25) 佐藤昭夫「仏師康傳・康以と大仏師系図」『ミュージアム』四〇〇号(東京国立博物館 一九八四年七月)。
- (26) 青森県環境生活部県民生活文化課県史編さんグループ「下北の仏像 下北地方寺院の仏像と絵画」(青森県 二〇〇六年一月)。
- (27) 横須賀市教育委員会「横須賀市文化財総合調査報告書」第7集逸見・中央地区」(一九八九年三月)。
- (28) 広陵町教育委員会編「広陵町の仏像」(広陵町教育委員会 一九九二年三月)。
- (29) 岐阜県歴史資料館編「岐阜県所在史料目録」第二十四集の二 諸家文書目録(青木重太郎家他)(一九八九年三月)。
- (30) 古典彫刻修復室「古典彫刻の修復と研究」創刊号(静岡学術出版 二〇一四年十二月)。
- (31) 江口正尊「富小路友学試考」『印度学仏教学研究』七一(一九八七年十二月)。
- (32) 関市教育委員会編「新修関市史」史料編4 近世(関市 二〇〇五年三月)。
- (33) 大槻幹郎編「黄檗文化人名辞典」(思文閣出版 一九八八年十二月)による。
- (34) 享保十四年(一七二九)八月に三十二歳で法橋叙任を申請している(『御用雜記』享保十四年八月二十八日)ことより逆算)。
- (35) 山形県立博物館「特別展 若松寺の歴史と遺宝―若松観音一三〇〇年のあゆみ―」(二〇〇七年七月)。
- (36) 芦文八郎「友慶荻正太郎・陶山芦文三郎―その生涯と作品―」(私家版 一九七九年三月)。
- (37) 前掲註(3)。
- (38) 『通史編 近世の羽茂』(羽茂町史編さん委員会編「羽茂町誌」第三卷)(羽茂町 一九九三年三月)。
- (39) 前掲註(38)。

- (40) 萩野由之『佐渡人物誌』(佐渡教育会 一九二七年一〇月)。
- (41) 『御触書寛保集成』(二三九九号文書)。高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店 一九八九年三月)。
- (42) 『京都町触集成』(一三〇九号文書)。
- (43) 『御触書天保集成』(四三三七号文書)。高柳真三・石井良助編『御触書天保集成』下(岩波書店 一九四一年九月)。
- (44) 『寛保御触書集成』と『天明御触書集成』での御触は近世史料研究会編『江戸町触集成』(塙書房)では共に確認することが出来るが、京都町触研究会編『京都町触集成』では双方とも確認できなかった。
- (45) 三山進『仏師職慎申堅又控』と京仏師林如水『鎌倉』七十八号(一九九五年五月)。